

年末年始の区施設の休館休止 (1面につき)

●開館日
■休館日

施設名	12月					1月					
	26(月)	27(火)	28(水)	29(木)	30(金)	31(土)	1(日)	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)
区役所	●	●	●							●	●
出張所・特別出張所	●	●	●							●	●
区民館	●	●	●							●	●
保健所(健康センター除く)	●	●	●							●	●
保健相談所	●	●	●							●	●
男女共同参画推進センター	●	●	●							●	●
産業会館	●	●	●							●	●
商工情報センター	●	●	●							●	●
消費者センター	●	●	●							●	●
こうとう若者・女性しごとセンター	●	●	●							●	●
文化センター(江東区・豊洲・亀戸)	●	●	●							●	●
文化センター(森下・古石場・東大島・砂町)	●	●	●							●	●
総合区民センター	●	●	●							●	●
深川江戸資料館		●	●					※1	※1	●	●
中川船番所資料館		●	●							●	●
芭蕉記念館		●	●					※2	※2	●	●
深川東京モダン館		●	●					●	●	●	●
ティアラこうとう	●	●	●							●	●
スポーツ会館※3		●	●					※4	※4	●	●
スポーツセンター※5		●	●					※4	※4	●	●
健康センター		●	●							●	●
夢の島競技場		●	●							●	●
屋外スポーツ施設(野球場)		●	●							●	●
屋外スポーツ施設(テニス場)		●	●	●	●					●	●

施設名	12月					1月					
	26(月)	27(火)	28(水)	29(木)	30(金)	31(土)	1(日)	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)
福祉会館	※6	●	●							●	●
ふれあいセンター	●	●	●							●	●
グランチャ東雲	●	●	●							●	●
障害者福祉センター	●	●	●							●	●
子ども家庭支援センター	●	●	●							●	●
えこっくる江東		●	●							●	●
教育センター	●	●	※7							※7	●
児童館	※8	●	●							●	●
児童会館		●	●							●	●
学童クラブ	●	●	●							●	●
江東きッズクラブ	●	●	●							●	●
げんきッズ	●	●	●							●	●
図書館・枝川図書サービスコーナー		●	※9							●	●

※1:常設展示室のみ開館 ※2:展示室・史跡展望庭園のみ開館 ※3:プールのみ12/28(水)まで休場 ※4:プール(9:30~17:00)・トレーニング室(9:00~17:00)の一般公開、施設の団体貸出(9:00~17:00)を実施 ※5:亀戸スポーツセンターの小プールおよび幼児プールは12/28(水)まで休場。有明スポーツセンターのプールは12/28(水)休場。東砂スポーツセンターのトレーニング室は12/27(火)・28(水)休場 ※6:千田福祉会館は12/26(月)開館 ※7:事務室は開室 ※8:平野・東雲・亀戸・千田児童館は12/26(月)開館 ※9:12/28(水)は17:00に閉館

証明書自動交付機設置場所	休止日
区役所1階、区役所2階、出張所・特別出張所、ミニストップ潮見店、サンドラッグ東砂店、イオン東雲店、豊洲シビックセンター	12/29(木)~1/3(火)
東陽区民館、東大島図書館(※)、総合区民センター2階、深川江戸資料館、亀戸文化センター、江東図書館(※)	12/26(月)、12/29(木)~1/3(火)

※12/28(水)は17:00まで
☆区役所2階マルチコピー機およびコンビニ店舗等でのマルチコピー機によるコンビニ交付サービスは12/29(木)~1/3(火)を休止

整骨院・接骨院でかかるときの医療保険適用に正しい理解を

日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外

柔道整復師の施術を受ける場合、負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

○医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲およびねんざ等いわゆる肉ばなれ(含む)と診断または判断されて施術を受けたとき(内科的原因による疾患は対象外。また、骨折お

よび脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です)

○骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労

○脳疾患後遺症などの慢性病や改善のみに限らない長期の施術

保険適用対象にならない例

○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労

○脳疾患後遺症などの慢性病や改善のみに限らない長期の施術

治療を受けるときの注意

医療保険が適用されるのは治療を目的とした場合であり、保険適用の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。また、施術が長期にわたる場合、内科的要因等の原因も考えられますので、医師の診察をお受けください。

窓口支払いの領収書は、無料で発行されますので、必ずもらっておきましょう。

柔道整復は本来、療養費(いったん全額を支払い、後から自

国保・後期高齢者保険料 口座振替済通知を送付

平成28年中(平成27年12月期分)に口座振替で納付した国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の口座振替済のお知らせを12月下旬ごろに発送します。このお知らせは、口座振替で保険料を納付している方へ、確定申告等の資料にご

使用いただけるように毎年送付しています。

※国民健康保険は、世帯主が加入者でない場合でも世帯主あてに通知します。

問 医療保険課保険料係
☎(3647)3169
FAX(3647)8443

生活保護制度

暮らしに困ったときは相談を

生活保護は、憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病气やけがなどで収入がない」「働いていても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医

療費等に困っている方にその不足を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護は、国の決めた保護基準(最低生活費)とその世帯の収入を比較して、収入が保護

○同じ負傷について、保険医療機関で治療中の場合

○労災保険等が適用される負傷等

治療を受けるときの注意

医療保険が適用されるのは治療を目的とした場合であり、保険適用の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。また、施術が長期にわたる場合、内科的要因等の原因も考えられますので、医師の診察をお受けください。

窓口支払いの領収書は、無料で発行されますので、必ずもらっておきましょう。

柔道整復は本来、療養費(いったん全額を支払い、後から自

自己負担を除いた金額を医療保険者に申請して受け取る)ですが、例外的な取り扱いとして、施術所窓口で自己負担金を支払い、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行う「受領委任」という方法が認められています。

施術を受けたときには、柔道整復療養費支給申請書の内容をよく確認して、受取代理人(住所、氏名、委任年月日)に署名しましょう(手首の負傷等により直筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合には捺印が必要です)。

問 医療保険課保険料係
☎(3647)3168
FAX(3647)8443

要となる医療費の領収書としては使用できません。また、お知らせできる期間は、診療を受けた月から5年以内です。発行を希望される方は、医療保健係までお問い合わせください。

問 医療保険課医療保健係
☎(3647)8516
FAX(3647)8443

国保医療費通知を希望者に送付

国民健康保険を使って診療を受けた医療費の総額や受診日数、医療機関の名称等をお知らせします。ご自身の健康管理や受診歴の確認等にお役立てください。

※確定申告(医療費控除)に必要

問 先・相談窓口
☎(3647)3106
FAX(3647)4917

基準を下回る場合に、その不足する分が支給されます。ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っているにたいこととなります。

○預金や土地などの資産を活用する

○働ける人は能力に応じて働く

○親子、兄弟姉妹などからできるだけ援助を受ける

○年金や各種手当など他の法律などの給付を活用する

問 先・相談窓口
☎(3637)2707
FAX(3683)3722

「問合先・相談窓口」

深川地域、東砂6丁目、南砂、新砂にお住まいの方…保護第一課(区役所2階24番)
☎(3645)3106
FAX(3647)4917

亀戸、大島、北砂、東砂1丁目、夢の島、新木場、若洲にお住まいの方…保護第二課(大島4-5-11総合区民センター1階)
☎(3637)2707
FAX(3683)3722